

◇すでに免状をお持ちの上で、新しく交付を受けた場合の受講について
講習区分が同一である場合、最初に交付を受けた免状が受講の基準となります。

【例】 甲種第1類（以下、甲1）交付後、甲種第2類（以下、甲2）と甲種第4類（以下、甲4）の交付を受けた場合

